

平成29年5月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年5月定例教育委員会付議議案 目次

報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小中学校)の内申について)	1
第25号議案	臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	2
第26号議案	臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について	3
第27号議案	臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	4
第28号議案	臼杵市教育長の職務の委任に関する規程の制定について	9
第29号議案	臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱の制定について	11
第30号議案	臼杵市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について	13
第31号議案	臼杵市歴史資料等評価委員会設置要綱の制定について	14
第32号議案	平成29年度補正予算(6月定例市議会)について	16
第33号議案	臼杵市社会教育委員の委嘱について	17
第34号議案	臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について	19
第35号議案	臼杵市国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について	21

第 25 号議案

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 5 号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「教育次長及び」を削り、同条第 1 項中「事務局に教育次長を、」を「事務局の」に、「主幹課長」を「統括課長」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「教育次長」を「教育長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

平成 29 年度より組織機構改革に伴い、教育次長の職がなくなったことから適応する条及び条文の整備が必要となったため。

第26号議案

臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第14号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「教育次長、」及び「、主事補、技師補」を削る。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

理 由

平成29年度より組織機構改革に伴い、教育次長、主事補及び技師補の職がなくなったことから適応する条文の整備が必要となったため。

第27号議案

臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

臼杵市教育委員会事務決裁規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第1号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

臼杵市教育委員会事務決裁規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、教育次長」を削り、同条第2号中「教育次長、」を削り、「次長等」を「課長等」に改める。

第3条中「次長等」を「課長等」に改める。

第4条第1項中「教育次長及び」を削り、同条第5項中「次長欄又は」を削り、「次長の専決事項 地域振興部長」を「課長の専決事項 市民生活推進課長」に改める。

第6条第1項第1号中「教育次長（教育次長を置かない場合にあつては、教育総務課長）」を「教育総務課長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

各課共通事項

事項	決裁区分
	課長

(1) 時間外勤務命令、休暇、欠勤その他諸願届に関する事 に關すること。	所属職員
(2) 旅行命令及び復命に關すること。	所属職員
(3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答及び 通知に關すること。	○
(4) 所属職員の事務分担に關すること。	○
(5) 定例的な事務処理事項で他の課に關連のな い軽易なものに關すること。	○
(6) 定例事務の告示に關すること。	○
(7) 諸証明の合議並びに公簿及び図面の閲覽に 關すること。	○
(8) 軽易な大分県教育委員会との連絡に關する こと。	○
(9) 各種資料の収集に關すること。	○
(10) 市内における指導主事等の派遣申請に關す ること。	○
(11) 1箇月以内の定例的なもので公の施設の使 用許可及び行政財産の目的外使用許可に關する こと。	○

別表第2 (第4条関係)

1 教育総務課

事項	決裁区分
	課長
(1) 教育委員会事務局職員の服務及び研修に關 すること。	一般職員
(2) 教育委員会事務局の任免の手續その他に關	○

すること。	
(3) 学校施設の営繕及び保全の計画及び実施に関すること。	○
(4) 公印の保管に関すること。	○
(5) 児童・生徒の転出入手続きに関すること。 (区域外通学を除く)	○

2 学校教育課

事項	決裁区分
	課長
(1) 学校その他教育機関職員（県費負担教職員を含む。ただし、校長を除く。）の服務及び研修に関すること。	一般職員
(2) 教育機関の臨時的任用（県費負担教職員を含む。）の任免の手續その他に関すること。	○
(3) 職員（県費負担教職員を含む。ただし、校長を除く。）の職務専念義務の免除に関すること。	一般職員
(4) 園児の入園及び退園許可に関すること。	○
(5) 定例又は簡易な学校教育指導計画の樹立及び実施に関すること。	○
(6) 教職員（市費負担教職員を除く。）の諸願届出処理に関すること。	○
(7) 教員の免許状に係る諸証明に関すること。	○
(8) 定期的な学校行事に関すること。	○

(9) 軽易な教科書以外の教材の取扱いに関する こと。	○
(10) 通学路及び交通安全に関する こと。	○

3 社会教育課

事項	決裁区分
	課長
(1) 定例又は軽易な社会教育計画の樹立及び実 施に関すること。	○
(2) 社会教育施設等における各種講座の開催に 関すること。	○
(3) 社会教育施設及び社会体育施設の管理運営 に関すること。	○
(4) 職員の研修に関すること。	○
(5) 社会教育施設、社会体育施設の使用許可及 び定めある基準による使用料の減免に関するこ と。	○
(6) 社会人権・同和教育に関すること。	○
(7) 臼杵市民会館駐車場の管理に関すること。	○
(8) 臼杵市立図書館及び荘田平五郎こども図書 館に関すること。	○

4 文化・文化財課

事項	決裁区分
----	------

	課長
(1) 市指定有形文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の現状の変更の許可に関する事	○
(2) 文化行政の調整に関する事	○

5 学校給食課

事項	決裁区分
	課長
(1) 学校給食センターの管理運営に関する事	○
(2) 学校給食に関する軽易な調査及び報告に関する事	○

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

理 由

平成29年度より組織機構改革に伴い、教育次長の職がなくなったことから適応する条及び条文の整備が必要となったため。

第28号議案

臼杵市教育長職務代理者に係る職務の委任に関する規程の 制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）
第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市教育長職務代理者に係る職務の委任に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、本市の教育行政の円滑な執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により教育長の職務を行う教育委員（以下「教育長職務代理者」という。）の職務の一部を教育委員会事務局の職員に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

（委任の順位）

第2条 法第25条第4項の規定により教育長職務代理者の職務を委任する職員の順位は、次のとおりとする。

- （1） 第1順位 教育総務課長
- （2） 第2順位 学校教育課長
- （3） 第3順位 社会教育課長

（委任事務）

第3条 法第25条第4項の規定により前条の職員に委任する教育長職務代理者の職務は、臼杵市教育委員会に対する事務委任規則（平成17年臼杵市規則第179号）第2条第3項に掲げる事務及び臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項に掲げる事務とする。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

理 由

教育長以外の教育委員が教育長の職務を行なうにあたり、本市の教育行政の円滑な執行のため、その職務の一部を教育委員会事務局の職員に委任することについて、委任の順位および委任事務について規定する必要があるため。

第29号議案

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市の小学校でのフッ化物洗口事業において、モデル校での効果検証から全校実施に向けての検討及び実施後の事業継続に向けて、臼杵市フッ化物洗口事業実施検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、フッ化物洗口事業（以下「事業」という。）の次の事項について検討する。

- （1） 事業の実施に関する事項
- （2） 事業の実施方法に関する事項
- （3） 事業の実施体制に関する事項
- （4） 前各号に掲げるもののほか、事業を継続して実施するために必要な事項

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- （1） 歯科医師
- （2） 薬剤師
- （3） 市内小学校に在籍する児童の保護者

- (4) 市内小学校校長
- (5) 市内小学校養護教諭
- (6) 市内小学校教諭
- (7) 市職員（保健師）
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から同日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

理 由

市内小学校におけるむし歯予防対策の一環として、フッ化物洗口の実施及び実施方法等の検討をするため、臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱を制定するもの。

第30号議案

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第7号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年 月 日

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育次長」を「学校教育課長」に改める。

第10条第3項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

理 由

平成29年度より組織機構改革に伴い、教育次長の職がなくなったことから適応する条及び条文の整備が必要となったため。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、文化・文化財課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

市民の教育文化の向上のために、臼杵市の歴史に関する歴史資料の取得を行うにあたって、適正かつ円滑に事務を進めるため、その助言を行う機関として、臼杵市歴史資料等評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置するもの。

第 3 2 号議案

平成 2 9 年度補正予算（6 月定例市議会）について

平成 2 9 年度予算を補正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

記

平成 2 9 年度補正予算（6 月定例市議会）について

平成 2 9 年度補正予算（6 月定例市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 6 月 日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

理 由

教育委員会事務局における平成 2 9 年度補正予算を提出するため。

第33号議案

臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び臼杵市社会教育委員条例（平成17年条例第201号）第3条に基づき、下記の者に臼杵市社会教育委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
はだ のりひろ 羽田 則博	男	64	民生委員児童委員協議会	家庭教育
さとう ひろみち 佐藤 寛倫	男	39	臼杵市PTA連合会	家庭教育
さいとう ゆうこ 齋藤 優子	女	74	公益社団法人 臼津地域シル バー人材センター よいこの へや「うすき」	家庭教育
ゆふ のぶお 油布 信生	男	65	臼杵市子ども会育成会連絡協 議会	社会教育
こだか えみこ 小高 恵美子	女	66	臼杵市女性団体連絡会	社会教育
もりお よしこ 森尾 由子	女	64	野津町商工会女性部	社会教育
かめい みわこ 亀井 美和子	女	68	吉四六の里文化推進協議会	社会教育
ましま じゅんこ 真嶋 順子	女	36	上浦・深江地区集落支援員	社会教育
かわの つぎお 河野 次男	男	72	臼杵市退職校長会	識見者（学校 支援）
しょうじ こうへい 庄司 孝平	男	63	統括協育コーディネーター、放 課後子ども教室・中3生教室代 表、青少年教育担当指導員	識見者（家庭 教育）

きはら しちろう 木原 七郎	男	69	人権同和教育講師団代表	識見者(人権同和教育)
ありた のりひと 有田 憲仁	男	58	学校校長会(小学校)	学校教育関係
あんどう まさゆき 安東 雅幸	男	58	学校校長会(中学校)	学校教育関係

任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日

理 由

臼杵市社会教育委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

第34号議案

臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び臼杵市公民館条例（平成17年条例第202号）第8条の規定に基づき、下記の者に臼杵市公民館運営審議会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
くぎみや けいこ 釘宮 啓子	女	67	公民館教室講師代表	社会教育関係
かめい ゆくこ 亀井 征子	女	72	公民館教室講師代表	社会教育関係
いたい よしとも 板井 由伴	男	79	公民館教室講師代表	社会教育関係
たるい よしとも 垂井 秀友	男	76	公民館教室生代表	社会教育関係
ながの ゆみえ 長野 由美恵	女	57	公民館教室生代表	社会教育関係
いわもと はるこ 岩本 晴子	女	74	高齢者教育リーダー代表（亀城関係者）	社会教育関係
あかみね いくお 赤峰 郁夫	男	71	文化連盟代表	社会教育関係
わかばやし ひとみ 若林 仁美	女	54	家庭教育学級講師	家庭教育
えんどう たかのり 遠藤 孝徳	男	68	元公民館職員	学識経験者
いとう えりこ 伊東 恵利子	女	63	臼杵6地区公民館代表	学識経験者
わたなべ まりこ 渡邊 麻里子	女	74	公民館教室講師代表	社会教育関係
かめい ゆきみ 亀井 ゆきみ	女	69	学校教育代表	社会教育関係

ごとう あつこ 後藤 敦子	女	63	乳幼児機関代表	家庭教育
ひろせ よしこ 廣瀬 芳子	女	61	文化連盟代表	社会教育関係
しょうだ てつり 荘田 哲之	男	62	元公民館職員	社会教育関係

任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日

理 由

臼杵市公民館運営審議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

第35号議案

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年5月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱（平成17年臼杵市教育委員会告示第8号）第3条の規定に基づき、下記の者に国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
かわのべ 川野邊 わたる 渉	男	61	東京文化財研究所 特任研究員	保存科学 高分子化学

任期：平成29年6月1日～平成30年3月31日

理由

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。